

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：三鷹市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.8%
全職員	68.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.8%
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	99.0%
本庁係長相当職	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.9%
31～35年	94.1%
26～30年	90.5%
21～25年	94.3%
16～20年	79.5%
11～15年	84.6%
6～10年	85.8%
1～5年	87.5%

【説明欄】

- ・扶養手当については、世帯の主たる生計維持者が男性である場合が多く、受給者に占める男性の割合は81.6%である。
- ・管理職については、男性の割合が多く、管理職手当の受給者に占める男性の割合は76.2%である。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、特定任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員を対象としている。
- ・会計年度任用職員については、常勤職員の所定勤務時間数（週38時間45分）に対する各職員の週当たりの勤務時間数で職員数を換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。